

砂 第 1 号
令和 7 年 4 月 1 日

神奈川県建築士会 代表者 様

神奈川県県土整備局河川下水道部
土砂対策担当課長

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定について（通知）

本県の盛土対策の推進につきましては日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

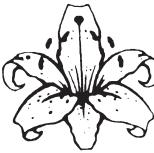
さて、令和 5 年 5 月 26 日に宅地造成等規制法の改正法として、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が施行され、本県では、令和 7 年 4 月 1 日より盛土規制法の運用を開始するにあたり、別紙の区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域として指定しましたので通知します。

（添付資料）

- ・ 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域指定図
- ・ 神奈川県公報（令和 7 年 3 月 31 日付け号外 33 号）

問合せ先
砂防課審査グループ 岡本
電話 045-210-6511（直通）

神奈川県公報



毎週火曜日及び金曜日発行

令和7年3月31日(月曜日)

号外 第33号

ページ

目次

○告示

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定(県土整備・砂防課)

1

告示

神奈川県告示第212号

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

次の図のとおり

2 指定年月日

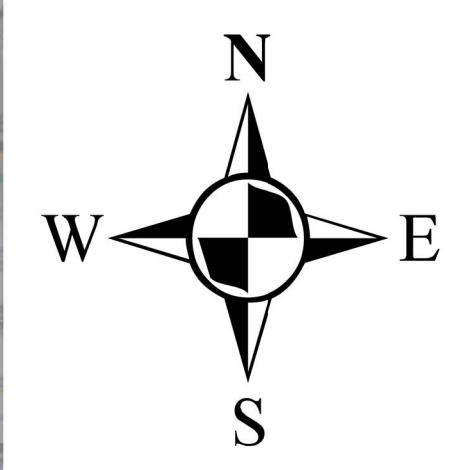
令和7年4月1日

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課において一般の縦覧に供する。)

発行

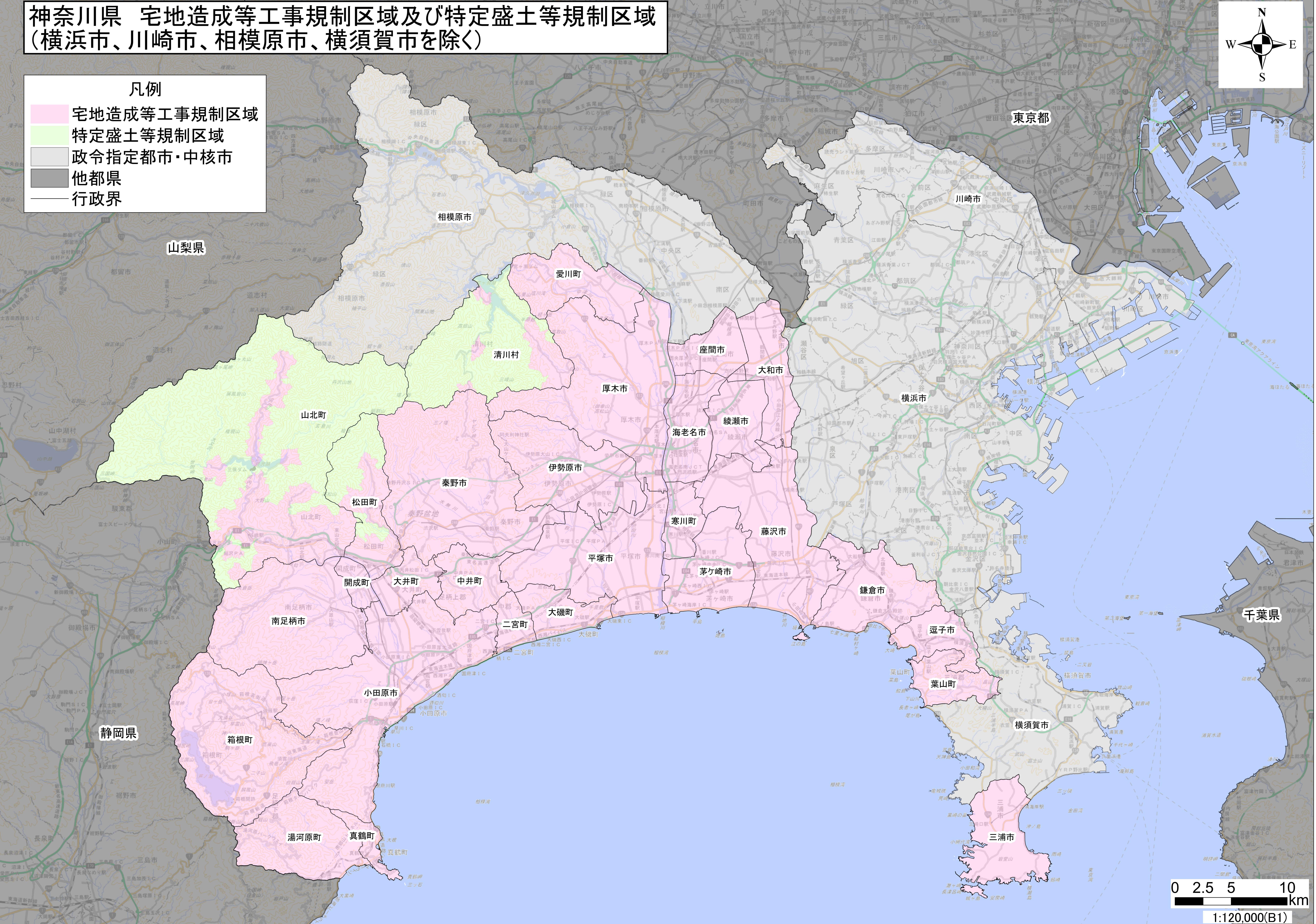
神奈川県
横浜市
(政策局
中
区
政策
局
日
政
策
部
本
政
策
法
通
務
務
課
一

神奈川県 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域 (横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く)



凡例

- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域
- 政令指定都市・中核市
- 他都県
- 行政界



0 2.5 5 10
km

1:120,000(B1)

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R5JHF 347」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」